

議案第 4 3 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 0 年 2 月 1 8 日 提出

市川市長 千 葉 光 行

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 4 9 年条例第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「総務部

- (1) 議会及び市政一般に関する事項
- (2) 職員の進退及び身分に関する事項 を
- (3) 災害対策及び国民保護に関する事項
- (4) その他他の部の所管に属しない事項 」

「危機管理部

- (1) 危機管理に係る事務の統括に関する事項
- (2) 防犯対策に関する事項

総務部 に改め、同表財政部の項

- (1) 議会及び市政一般に関する事項
- (2) 職員の進退及び身分に関する事項
- (3) その他他の部の所管に属しない事項 」

第 2 号中「市税」を「市税等」に改め、同表情報システム部の項中「情報シス

テム部」を「情報政策部」に改め、同表市民生活部の項中「市民生活部」を「市民経済部」に改め、同項中第4号を削り、第5号を第4号とし、同項に次の2号を加える。

(5) 商工業に関する事項

(6) 農業に関する事項

第2条の表経済部の項を削る。

第3条を削り、第4条を第3条とする。

附 則

( 施行期日 )

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

( 市川市社会福祉審議会条例の一部改正 )

2 市川市社会福祉審議会条例(平成17年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「健康福祉統括部」を「福祉部」に改める。

( 市川市国民保護協議会条例の一部改正 )

3 市川市国民保護協議会条例(平成18年条例第37号)の一部を次のように改正する。

第5条中「総務部」を「危機管理部」に改める。

( 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正 )

4 市川市中小企業資金融資及び利子補給条例(平成16年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第18条中「経済部」を「市民経済部」に改める。

( 市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例の一部改正 )

5 市川市地方卸売市場の設置及び業務に関する条例(昭和47年条例第14号)の一部を次のように改正する。

第72条及び第78条中「経済部」を「市民経済部」に改める。

( 市川市水防協議会条例の一部改正 )

6 市川市水防協議会条例(昭和62年条例第16号)の一部を次のように改

正する。

第6条中「総務部」を「危機管理部」に改める。

## 理 由

多様な行政課題及び市民ニーズに、より効率的かつ機能的に対応することができる体制とするため、行政組織を改める必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。